

告示第124号

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年7月8日

魚沼市長 内 田 幹 夫



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

- ・ 魚沼市産業経済部農林整備課
- ・ 魚沼市のホームページ

(<https://www.city.uonuma.niigata.jp/>)

3 本公告により、魚沼市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。